

調 査 の 概 要

1 病院報告

(1) 報告の目的

この報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、平成 10 年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めている。

なお、平成 13 年 3 月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）となった。

また、平成 18 年には介護療養病床の報告を追加したが、令和 6 年には同年 3 月末の介護療養病床廃止に伴い、同年 4 月から介護療養病床の報告を削除した。

(3) 報告の期間

令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日（毎月報告）

(4) 報告の対象

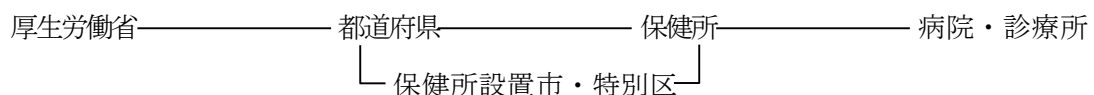
全国の病院、療養病床を有する診療所

(5) 報告の事項

在院患者延数、新入院患者数、退院患者数、外来患者延数等

(6) 報告の方法及び系統

病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当）において行った。

2 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小（0.05 未満）の場合	0、0.0 など
なお、病院報告では以下の場合も含む。	
「—」：病院又は病床があるが、計上する数値がない場合	
「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合	

(2) 掲載している数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、「令和 7 年国勢調査人口速報集計結果（総務省統計局）」の総人口である。今後、「令和 7 年国勢調査人口等基本集計」が公表された際には、当該集計を用いて再計算を行う予定である。